

インド特許庁の特許実務及び手続の手引(2019)改訂案の公表

2019年3月11日
JETRO ニューデリー

2019年3月1日、インド特許意匠商標総局(CGPDTM)は、同局ウェブサイト上でインド特許庁の特許実務及び手続の手引(2019)改訂案を公表した¹。

インド特許庁は、当該手引改訂案に関するパブリックコメント²を2019年3月21日まで受け付けるとしており、手引の改訂版は2019年4月1日に公開される予定である。

<手引改訂案の概要>

(1) 手引改訂案の位置付け

インド特許庁は、発明者、実務家及び外国出願人から、インド特許庁における実務を手引形式で成文化して欲しいという要望を受け、出願人がインドにおける特許出願を有効に行うための実用的な指針として、インド特許庁の特許実務手続手引(2011)を2011年3月に発行した³。

当該手引改訂案は、インド特許庁の特許実務及び手続の手引(2011)の改訂案である。なお、規則を定めたものでも、法的効力を有するものではない。

(2) 改訂趣旨

2011年から現在までの間に特許実務及び手続を取り巻く環境は変化している。特許規則の改正が数回行われ、インド特許庁はPCT受理官庁として、国際調査機関(ISA)及び国際予備審査機関(IPEA)としての機能を持つようになった。また、インド特許庁は過去10年間におけるIT化と電子処理手続により、自動化の観点から近代化が進んでいる。

そのため、当該手引改訂案は2011年以降の環境変化を反映し、現代の実務・手続に則して手引を改訂するものである。

(3) 手引改訂案の改訂ポイント

上記趣旨に示したとおり、当該手引改訂案は、2012年、2013年、2014年、2016年及び2017年特許規則改正の内容等を反映させるものであるため、改訂は多岐にわたるが、主な改訂のポイントは以下のとおりである。

●ISA及びIPEAに関する章の新設

第8章にISA及びIPEAとしてのインド特許庁の実務及び手続手引が新設された。

(第8章であった「審査及び特許権の付与」は第9章へ繰り下げ、以降全ての章が繰り下げ)

●電子化に対応した内容の反映

各電子媒体による特許出願手続に対応して文言が修正された。

インド特許庁の特許実務及び手続手引(2011)と当該手引(2019)改訂案との対比は別紙⁴参照。

以上

¹ http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/505_1_Draft_MANUAL_OF_PATENT_OFFICE_PRACTICE_AND_PROCEDURE_01-03-2019.pdf

² <http://www.ipindia.nic.in/newsdetail.htm?505>

³ 英語原文：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/201103_tokkyo_02.pdf

日本語仮訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/201103_tokkyo_01.pdf

⁴ <https://www.jetro.go.jp/newsletter/ind/2019/Comparative%20Table.pdf>